

令和 3 年 8 月 23 日

郵政民営化委員会事務局

株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の 運用に係る郵政民営化委員会の方針案（令和 3 年〇月）

株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という。）は、これまで、新規業務を行おうとするときは、内閣総理大臣（金融庁長官に権限を委任。以下同じ。）及び総務大臣の認可を受けなければならないこととされてきた。しかし、本年 6 月 9 日、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）は、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 62 条第 2 項の規定により、かんぽ生命の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出たことから、この日以後、かんぽ生命の新規業務については、郵政民営化法上、これまでの認可制ではなく、内閣総理大臣及び総務大臣への届出が義務付けられることとなった。届出制においては、内閣総理大臣及び総務大臣は、届出を受けたときは速やかにその旨を当委員会に通知しなければならない、当委員会は、必要があると認めるときは、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に意見を述べるができることとされている。

このため、この届出制の運用について、当委員会の方針を取りまとめ、公表する。

1 利用者利便の向上

郵政民営化は、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」（郵政民営化法第 1 条）との考えを基本としており、これを実現するためには、株式処分により、極力国の関与を減らし、市場における公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスが提供されるようにすることが重要である。

かんぽ生命には保険業法（平成 7 年法律第 105 号）による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されているが、これについては、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされている（郵政民営化法第 8 条）。

今般、日本郵政がかんぽ生命の株式の二分の一以上を処分したことにより、日本郵政は、かんぽ生命の経営上の事項に係る決議（例えば、取締役の解任決議）を単独で行うことができなくなる。さらに、日本郵政は、保険持株会社でなくなり、かんぽ生命を子会社とする保険持株会社である場合に適用される保険持株会社規制の適用除外の特例措置（郵政民営化法第 67 条及び第 68 条）を受けることもなくなる。

この結果、かんぽ生命だけではなく、日本郵政も、相互に独立性、自主性が相当程度に確保され、日本郵政公社の資産等を承継した経緯を考慮すべき必要性が相当程度低下して、ひいては他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれも低下する。

また、当委員会は、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（令和3年4月22日）において「従来からの主たる顧客層である高齢者のみならず、青壮年層のニーズに十分に応えられるよう、第三分野などの商品やサービスの充実に期待したい。」と述べたが、かんぽ生命においては、よりスピーディーな経営が期待される場所である。

2 届出制の意味

「届出」については、行政手続法（平成5年法律第88号）第37条において「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されている。

かんぽ生命が新規業務を行うに当たり、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出た場合には、形式上の要件に適合しているならば、到達したときに届出としての効果は発生している。

3 届出制における当委員会の役割

届出制において、郵政民営化法は、かんぽ生命が新規業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係と利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないと規定する。かんぽ生命には保険業法による規制も課されているが、かんぽ生命の郵政民営化法上の配慮義務のうち適正な競争関係が確保されているかどうかについては、保険業法が「保険契約者等の保護」（第1条）を図るとの考えを基本としていることに鑑みれば、郵政民営化法の枠組みの中で、郵政民営化委員会において検証することが必要である。

この配慮義務については、郵政民営化法において、内閣総理大臣及び総務大臣は、かんぽ生命が同義務に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、監督上必要な措置を命ずることができることとされている。

これまでの認可制においては、当委員会の意見は内閣総理大臣及び総務大臣の認可プロセスの一部を担っていたが、届出制においては、既に届出の効果は発生しており、当委員会の意見は内閣総理大臣及び総務大臣の行う監督上の措置を命ずるプロセスに関わることとなる。すなわち、これまでの認可制における当委員会の法的な位置付けと届出制におけるそれとは異なることに留意が必要である。そのため、当委員会がこれまで新規業務導入の先後関係を検討する際に考慮してきた事項は、これまでの認可制を前提とした考え方であり、届出制に移行した以上、配慮義務に違反しない限りかんぽ生命は新規業務を行う

ことができるのであるから、届出制においてこれまでの認可制を前提とした考え方を維持することは困難である。

内閣総理大臣及び総務大臣が監督上の措置を命ずるに当たっては、その要件に該当する事実を確認する手段として、郵政民営化法上、報告徴求や立入検査が規定されている。届出制の趣旨やこうした法体系を前提とすれば、届出制への移行後に当委員会に期待される役割としては、届出内容を踏まえ、かんぽ生命が配慮義務に違反し、又は違反するおそれがあると疑うに足りる事情が認められる場合に、郵政民営化推進本部長を通じ、内閣総理大臣又は総務大臣に対し、配慮義務に関して事実確認を求め、その結果を踏まえ必要な対応を講ずるよう意見を述べることが想定される。

なお、郵政民営化法は、これまでの認可制においては、適正な競争関係の確保と役務の適切な提供の観点から認可の是非を判断することとし、その際の考慮事項として、議決権比率等とかんぽ生命の経営状況を挙げていた。届出制においては、かんぽ生命には新規業務を行うに当たり、これまでの認可制のときの審査事項と同様の観点で、適正な競争関係の確保と役務の適切な提供の配慮義務が課されている一方で、これまでの認可制において挙げられていた考慮事項が規定されていないことについて留意が必要である。

また、新規業務のうち新しい保険の引き受けについては、届出制となっても、郵政民営化法上の限度額規制の枠組みに留意することが必要である。

4 新規業務に関する調査審議の方針

当委員会は、届出を受けた行政当局から通知があり次第、速やかに調査審議の必要性を判断する。調査審議が必要な場合、以下のとおり簡素化して実施することによりこれまでの認可制に比べて期間を短縮する。

- ① かんぽ生命からの届出及びその添付書類をもとに調査審議を行うことを基本とする。
- ② かんぽ生命から説明を聴取する場合は、書面を基本とする。
- ③ 外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取（陳述又は文書）を実施する。ただし、これまでの認可制において実施してきた意見募集（パブリックコメント）は行わない。
- ④ 原則として行政当局からのヒアリングは行わない。
- ⑤ 必要があると認めるときは、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見を作成して公表する。

以上